

平成29年3月31日

森林保全整備事業の調査・測量・設計等における調査基準価格の算出方法の改正について

森林保全整備事業の調査・測量・設計等における調査基準価格については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知）により算出されているところですが、別紙のとおり一部改正され、平成29年4月1日以降に入札公告する工事から適用することとなりましたのでお知らせいたします。

お問い合わせ先
東北森林管理局
総務企画部 経理課
☎ 018-836-2070

別 紙

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における調査基準価格の算出方法

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における調査基準価格については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知）の2（3）の業種区分により、以下のとおり算出すること。

また、1つの外注する業務の中に複数の業種が混在する場合（林道・治山の実施設計の例：「測量」と「建設コンサルタント（土木関係）」の組み合わせ。地すべり実施設計の例：「測量」と「建設コンサルタント（土木関係）」と「一般調査」の組み合わせ。など）は、それぞれの業種区分に応じ調査基準価格を算出した上で、合算し調査基準価格とすること。

業種区分	①	②	③	④	下限	上限	【参考】 主な業務（外注業務内容で適宜 組合せする）
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8	測量
建設コンサルタント（建築関係） 及建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8	
建設コンサルタント（土木関係） 及計量証明	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の6	10分の8	施設設計、 流域別調査、 全体計画、 地すべり解析 など
地質調査 （一般調査を含む。算定は①、 ②、④）	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5	ボーリング、地すべり移動量調査のみで解析をしないもの
土地家屋調査、 補償コンサルタント、 不動産鑑定及び 司法書士	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の6	10分の8	

（注）業種区分の建設コンサルタント（土木関係）の②直接経費の額については、労務費を含む。

※1 表の①から④までに掲げる額の合計額の100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とする。（地質調査にあっては、10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とする。）

※2 一つの外注する業務については、その業務内容を業種区分に応じ区分し、業種区分毎に調査基準価格を算出（※1）した上で、合算し外注業務の調査基準価格とする。